

実施報告書

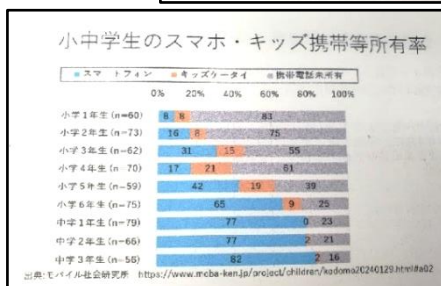
令和6年度 第1回 輪之内町合同家庭教育学級

実施日時 令和6年6月6日(木) 13:30~15:00
 実施場所 輪之内町図書館2F 視聴覚室
 実施方法 参集(講師とは岐阜大学とのWeb接続)
 参加者 16人(園関係者=6人・小中学校関係者=6人・事務局関係者=4人)
 講師 岐阜大学 副学長 大藪 千穂 先生
 内容 「キャッシュレス時代を生きる子どもに金銭感覚を身に付けさせるには」

☆大藪副学長の資料より

- 7歳の娘がスマホやタブレット端末を使う際は親だけが知るパスワードを入力するようにした。16歳の息子を含め決済をすれば親にメールが届く設定もした。
- それでも子どもが小遣いでプリペイドカードを購入し、ゲームの決済をしたことがあった。「メール設定をしなれば気づかなかった。コントロールが難しい」
- 親の対策をかくぐぐる子どももいる。国民生活センターによると、40代の母親の古いスマホを使っていた小学生の息子が、課金に必要な指紋認証に自分を追加して設定し、約5万円を決済した例があった。指紋認証を追加する方法は友人に教わったという。
- 民法は保護者の同意なく未成年者が結んだ契約を解除できる「未成年者取消権」を定める。子どもが勝手にゲームで課金をした場合、決済情報を持つアプリストアの運営会社へ申し出て契約解除を求めることができる。
- スマホゲームは取り消しのハードルが高い。保護者のアカウントでログインした端末で課金すると「保護者が決済した」とみなされる場合がある。
- 国民生活センターの担当者は「アプリストアの問い合わせなどを踏まえて取り消しの可否が判断されるが、子どもが勝手に使ったことの証明が難しい」と説明する。
- 日本オンラインゲーム協会が集計したところ、3割は海外の運営会社が絡んでいた。

出典:日本経済新聞2024.3.18



子どもに対する金融経済教育

- 小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 家庭科編
 - 消費生活・環境 「買物の仕組みや消費者の役割」が新設
 - 「物や金銭の大切さ」
 家庭で扱う金銭(家庭の収入)は家族が働くことによって得られた限りあるものであり、物や金銭が自分と家族の生活を支えていることから、それらを有効に使うことの重要性を理解できるようにする。
- 内容(A家族・家庭生活、B衣食住の生活、C消費生活・環境)間の連携学習
 - 調理実習や被服実習の材料の購入計画を立てる。
 - 遠足・集団宿泊の行事などの学校行事と関連を図って学習する。

◎大切なことは「お金の動きが体感できるように可視化すること」だそうです。

☆講座の様子

